

(一財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリー トピック (2015 年 9 月)

【設置から 15 年を迎えたロンドン議会 ～ その権限、選挙制度、委員会の仕組み、最近の達成事項等 ～ GLA の成り立ちや機能、ロンドン市長の権限なども】

ロンドン議会に関する基礎情報

- ・ 定数 25 人。4 年ごとに全議員を改選。
- ・ 2000 年に設置され、同年に最初の選挙を実施。
- ・ 主な役割は、ロンドン市長による市政を監視すること。年に 10 回、ロンドン議会議員が市長に質問する「ロンドン市長への質問時間 (Mayor' s Question Time)」を実施。
- ・ 議員の 3 分の 2 以上が賛成すれば、ロンドン市長が策定する戦略または予算案を修正または拒否することができる。
- ・ 「ロンドン市民の目となり耳となる」¹

本報告書作成の背景について

2015 年初め、ロンドン議会の分権作業部会 (Devolution Working Group) は、自治体国際化協会ロンドン事務所に対し、ロンドンへのさらなる分権について提案する報告書作成の参考にするため、東京都議会の仕組みを含めた東京都政の概略をまとめたレポートの提出を依頼した。ロンドン議会の分権作業部会とは、同議会の委員会の 1 つであり、ロンドンへの分権について検討し、提案することなどを役割としている。同作業部会の報告書は、当事務所が作成したこのレポートを付属文書として添えて、2015 年 9 月 10 日に発表された²。

本報告書は、この機会を受け、グレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority、GLA) の一部として 2000 年に創設されたロンドン議会の仕組みについて理解を深めることを目的としている。特に今年、GLA が設置されてからちょうど 15 年であり、またこのほど、東京都とロンドンが友好都市関係を結んだことを考えても、今改めてロンドン行政について知っておくことは、有意義であると思われる。

¹ ロンドン市長選とロンドン議会選の実施に責任を有するグレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) 内の部署が開設しているウェブサイト「London Elects」より。

<http://www.londonelects.org.uk/im-voter/what-mayor-london-and-london-assembly-do>

²<http://www.london.gov.uk/mayor-assembly/london-assembly/publications/a-new-agreement-for-london>

GLA 設置前の状況 ～ 「グレーター・ロンドン」は1965年に誕生

1994年、当時の保守党政権は、イングランド全体を9つの地域 (regions) に分け、それぞれの地域に、政府の出先機関として「政府地域事務所 (Government Offices、GOs)」を設置した。9つの地域のうちの1つは、「グレーター・ロンドン (Greater London)」であった。「政府地域事務所」の役割は、政府の省と、地方自治体を含む地域の組織の間の連絡・調整であった。政府地域事務所は2011年に廃止されたが、イングランドの9つの地域分けは、現在も、欧州議会選挙の選挙区として使われているほか³、EUの「地域統計分類単位 (Nomenclature of Territorial Units for Statistics、NUTS)」でも、イングランドの地域分けの単位として使われている。

グレーター・ロンドンは、「1963年ロンドン政府法 (London Government Act 1963)」によって、初めて法的地位を持つ行政単位として規定された。同法は、1965年に施行された。それ以前は、現在のグレーター・ロンドンの内側にあたる地域を管轄する地方自治体として、「ロンドン・カウンティ・カウンシル (London County Council、LCC)」が置かれていた (1889年設置)。LCCの管轄地域は、「ロンドン市 (County of London)」と呼ばれていた。

グレーター・ロンドンを置くことは、1957年に、当時の政府が設置した「グレーター・ロンドンにおける地方自治体に関する王立委員会 (Royal Commission on Local Government in Greater London)」が提案した⁴。「1963年ロンドン政府法」は、同委員会の提案に沿って、ロンドン市と、隣接するミドルセックス県のほぼ全域、エセックス県、ケント県、ハートフォードシャー県、サリー県の一部を統合し、グレーター・ロンドンを創設した。

「1963年ロンドン政府法」は、グレーター・ロンドンを管轄する広域自治体として、「グレーター・ロンドン・カウンシル (Greater London Council、GLC)」を創設し、その下に、32の区 (London Boroughs) とシティ・オブ・ロンドン (City of London) を置いた。ロンドン市の下にも、28の区 (Metropolitan Boroughs) とシティ・オブ・ロンドンが置かれていたが、グレーター・ロンドンとGLCの創設に伴い、再編された。

シティ・オブ・ロンドンは、その歴史をローマ時代にまで遡るロンドン中心部の地域であり、独自の行政の仕組みを持つ⁵。シティ・オブ・ロンドンの地方自治体は、「シティ・オ

³ 英国での欧州議会選挙の投票方法は、イングランド、ウェールズ、スコットランドでは拘束名簿式比例代表制、北アイルランドでは単記移譲式投票制度 (Single Transferable Vote) である。

⁴ 同委員会が設置された当時、正式な行政単位としての「グレーター・ロンドン」はまだ存在していなかったが、この地域を指す通名として、「グレーター・ロンドン」との言葉が既に使われていた。

⁵ シティ・オブ・ロンドンの歴史や行政の仕組みについては、2011年11月のマンズリートピック「反資本主義のデモがシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションの民主化を訴え」を参照のこと。

<http://www.jlhc.org.uk/jp/information/monthly/mtopic201111.pdf>

ブ・ロンドン・コーポレーション (City of London Corporation)」である（本報告書で単に「ロンドン」と言う場合は、グレーター・ロンドンを意味する）。

1889年にロンドン市とLCCが設置される以前、現在のグレーター・ロンドンにあたる地域に置かれていた地方自治体または地方自治体に準じる組織は、シティ・オブ・ロンドン・コーポレーションとパリッシュ (parish) ⁶のみであった。ただし、1829年に「メトロポリタン警察 (Metropolitan Police)」⁷が創設された際、その管轄地域として、「メトロポリス (Metropolis)」と呼ばれるエリアが法律で定められた。「メトロポリス」は、現在のグレーター・ロンドンの内側にあたり、当時は通名でミドルセックス、サリー、ケントと呼ばれていた地域の一部を集めたエリアであった（これらの地域は、後に「1888年地方自治法 (Local Government Act 1888)」で、広域自治体のミドルセックス県、サリー県、ケント県となった）。下水、道路、橋、公園の整備などを役割として1855年に設置された「大都市公共事業委員会 (Metropolitan Board of Works)」も、「メトロポリス」を管轄地域とした。

GLCは1986年に廃止され、グレーター・ロンドンの地方自治体の構造は、32の区とシティ・オブ・ロンドンの一層制になった。これにより、GLCの機能の大半は、区またはシティ・オブ・ロンドンに移管された。消防サービスの監督、都市計画、ごみ処理などの一部の機能は、新設の事務組合に移管された。GLCの資産の処分を役割とする組織も設置された。

なお付け加えると、1994年に前述の「政府地域事務所」が設置された際、そのロンドン事務所を監督するポストとして、ロンドン担当大臣が設置された。当時、地方自治を担当していた環境大臣の兼任のポストとして設置されたが、1997年に労働党政権が誕生すると、兼任ではなく、それぞれ別の者が担当するようになった。

GLA設置までの経緯 ～ 住民投票で7割超が設置を支持

GLCが廃止された翌年の1987年、総選挙が行われ、労働党は、マニフェストで、「ロンドンに、民主的な方法で選ばれた戦略的政府を新たに設置する」ことを公約した。さらに、続く1992年の総選挙でも、「ロンドンを、住み、働くためのより良い場所にすることに責任を有する新しい『グレーター・ロンドン・オーソリティー』を選挙で選ぶ権利をロンドン住民に与える」ことを約束した。しかし、労働党は、この2回の総選挙で続けて保守党

⁶ パリッシュとは、教会の教区に起源を持つ、地域共同体的な性格を持つ準自治体である。

⁷ 「Metropolitan Police」の日本語訳としては、現在は「ロンドン警視庁」が定着しているが、1829年の創設時は「ロンドン」と呼ばれる地域が管轄地域に入っていなかったため、ここでの日本語訳は、「メトロポリタン警察」としておく。シティ・オブ・ロンドンには、1839年から、独自の警察組織「シティ・オブ・ロンドン警察」が置かれている。

に敗れ、公約を果たすことはできなかった。

1995年、依然として野党であった労働党は、「イングランドのための選択 (A Choice for England)」と題する政策文書を発表した。同文書は、労働党が政権を取った暁には、イングランドの地域に、選挙で選ばれた議員で構成される地域議会 (regional assembly) を設置するとの方針を明らかにした。さらに、その場合は、保守党政権が政府地域事務所を置いた9つの地域 (グレーター・ロンドンを含む) ごとにこれを設置し、地域議会のために、イングランドを新たに線引きすることはしないとの方針を掲げた。

続く1996年、労働党は、ロンドン行政に関する政策文書「ロンドンのための声 (A Voice for London)」を発表し、同党が政権を取ったら、「ロンドンが戦略的な政府と首長を持つための新たな取り決め」を法律で制定すると明記した。しかし、ロンドンの新しい行政府と首長がどのように機能するかに関する詳細は書かれていなかった。

次の1997年5月の総選挙で、労働党は保守党に勝利し、18年間ぶりに政権に就いた。この際の労働党のマニフェストでは、ロンドン行政について、次のように述べられていた。

「ロンドンには、西洋諸国の首都で唯一、選挙で選ばれた都市政府を持っていない。住民の要望を確認するための住民投票を実施した後、いずれも直接選挙で選ばれた戦略的な政府と首長を有するロンドンのための新しい合意がなされる。ロンドンの戦略的な政府と首長はいずれも、ロンドンのニーズに応え、その未来を計画することを求められる」

総選挙後間もない1997年7月、労働党政府の環境・交通・地域省 (Department for the Environment, Transport and the Regions, DETR) は、グレーター・ロンドンに新しい地域政府を設置する案について意見を募るためのコンサルテーション文書「ロンドンの新しいリーダーシップ (New Leadership for London)」を発表した。同文書では、グレーター・ロンドンの地域政府のモデルとして、他国の都市政府の例が検討されていた。続いて1998年3月、同じく環境・交通・地域省は、「ロンドンの首長と議会 (A Mayor and Assembly for London)」と題する白書⁸を発表し、ロンドン市長とロンドン議会から成る新しい地域政府の名称を、「グレーター・ロンドン・オーソリティー」とするとの方針を確認した。ロンドン市長の役割は、「強いリーダーシップを発揮する」こと、ロンドン議会の役割は、「ロンドン市民を代表して、ロンドン市長による市政を監視する」ことであると説明されていた。

⁸ 英国において、「白書」は、政府が計画している具体的な制度改革案を掲げた文書であり、法案の土台となる。ただし、「白書」を発表せずに制度が変更されることも少なくなく、「白書」の作成・発表が制度改革の際に必ず行うべき手順として位置付けられているわけではない。

1998年5月、政府の案に沿って、グレーター・ロンドンにグレーター・ロンドン・オーソリティーを設置することの是非を問う住民投票が行われた。この住民投票を実施するため、「1998年グレーター・ロンドン・オーソリティー住民投票法 (Greater London Authority Referendum Act 1998)」が制定された。グレーター・ロンドンの全ての有権者に投票権が与えられ、32区の区議会選挙と同日に投票が行われた。投票用紙に掲げられた質問は、「選挙で選ばれた首長と、別の選挙で選ばれた議会で構成されるグレーター・ロンドン・オーソリティーを設置するという政府の提案に賛成ですか? (Are you in favour of the Government's proposals for a Greater London Authority, made up of an elected mayor and a separately elected assembly?)」であった。投票の結果、72%の賛成を得て、政府の案が可決された。投票率は、34.1%だった。この結果を受け、「1999年グレーター・ロンドン・オーソリティー法 (Greater London Authority Act 1999)」が制定され、グレーター・ロンドン・オーソリティー (GLA) が設置された。

上で述べたように、労働党は、1995年に発表した政策文書「イングランドのための選択」で、イングランドの9地域全てにおいて、地域議会を有する地域政府を設置する方針を掲げていた。グレーター・ロンドンは、これら9地域のうち、地域議会の設置について住民投票を実施した初めての地域であった。しかし、労働党政権が、残り8地域でも地域政府を設置すべく、次にイングランド北東部で2004年11月に地域議会設置の是非を問う住民投票を実施したところ、およそ8割 (77.9%) が反対するという大敗を喫した。このため、労働党政府は、残り8地域での地域政府の設置を断念した。

GLAの役割はグレーター・ロンドン全域にわたる企画・調整、戦略策定 ～ 2007年法で権限追加

GLAは、グレーター・ロンドン全域にわたる企画・調整、戦略策定を役割とし、住民に直接公共サービスを提供する地方自治体 (32の区とシティ・オブ・ロンドン) の上位に位置する行政体として位置付けられる。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの自治政府と同列に分類されることもあるが、これは間違いである。

なお、地方自治体より上のレベルに行政体を置く動きとしては、2011年以降、ロンドン以外のイングランドの都市圏 (city regions) で、「合同行政機構 (Combined Authorities、CAs)」の設置が進められていることがある。合同行政機構とは、2つ以上の地方自治体で構成される法的地位を有する行政体であり、交通や経済開発などの分野で戦略的役割を担う (交通戦略を策定し、交通サービスを監視するなど)。現在、国会で審議中の法案「都市・地方分権法案 (Cities and Local Government Devolution Bill)」には、合同行政機構がいかなる公共サービス分野においても機能を行使できるようにするほか、合同行政機構の

管轄地域を単位とする首長を直接選挙で選ぶことを可能にするなどの内容が盛り込まれている。

労働党政権は、2005年11月より、GLAにさらなる権限を移譲する案についてコンサルテーション作業を行い、2006年8月、その最終案を、「グレーター・ロンドン・オーソリティー ～ ロンドン市長とロンドン議会への追加的な権限と責任の付与に関する政府の最終提案 (The Greater London Authority: The Government's Final Proposals for Additional Powers and Responsibilities for the Mayor and Assembly)」と題する文書で発表した。同文書を発表したのは、地方自治の担当省として2006年5月に設置されたコミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government、DCLG) であった。同文書に盛り込まれた提案は、「2007年グレーター・ロンドン・オーソリティー法 (Greater London Authority Act 2007)」(以下「2007年法」という)として、法制化された。

ロンドンでの公共サービスは地方自治体が提供 ～ 代表団体は「ロンドン自治体連合」

上でも述べたように、GLAの設置後も、グレーター・ロンドンにおける公共サービスの提供は、主要地方自治体 (principal local authorities)⁹である32の区及びシティ・オブ・ロンドン・コーポレーションの役割となっている。32の区の境界線は、「1963年ロンドン政府法」が施行された1965年以降、変わっていない。ただし、上で述べたように、1986年にGLCが廃止された際、グレーター・ロンドンの地方自治体の構造は、32の区とシティ・オブ・ロンドンの一層制になった(ただし、1990年には、「インナー・ロンドン」と呼ばれるグレーター・ロンドンの内側に位置する12の区とシティ・オブ・ロンドンの教育サービスを担当していた「インナー・ロンドン教育局 (Inner London Education Authority、ILEA)」が廃止され、これらの地域の教育サービスの業務は、区またはシティ・オブ・ロンドンに移管された)。

グレーター・ロンドン内の32の区及びシティ・オブ・ロンドンが担う主なサービスは、公営住宅、ごみ収集・処理、道路、駐車(駐車違反取り締まり、路上駐車許可など)、教育、レジャー(図書館、公園など)、高齢者ケア、パブリックヘルス (public health)¹⁰、商取引基準(消費者保護など)、税の徴収、出生・結婚・死亡等の登録などである。

グレーター・ロンドン内の32の区とシティ・オブ・ロンドンを代表する団体としては、

⁹ パリッシュ以外の地方自治体は、法律上、「主要地方自治体 (principal local authorities)」と呼ばれる。

¹⁰ パブリックヘルスとは、健康促進、病気の予防、伝染病の蔓延の防止などによって、健康格差を是正し、集団の健康状態を総体的に改善することを目指す医療サービスの一分野である。イングランドでは、パブリックヘルスは地方自治体の役割となっている。

「ロンドン自治体連合 (London Councils)」¹¹がある。「ロンドン自治体連合」は、「ロンドン市憲章 (London City Charter)」の内容に沿って、ロンドン市長と副市長¹²及び 32 の区とシティ・オブ・ロンドンのリーダー¹³及び直接公選首長の会合である「ロンドン・リーダー会議 (Congress of London Leaders)」を定期的で開催している。「ロンドン市憲章」は、同連合とボリス・ジョンソン・ロンドン市長が 2009 年に署名した自主的な合意文書であり、法的拘束力はない。

既に述べた通り、GLA は、直接の公共サービスの提供は行っておらず (ただし、ロンドン中心部に位置する 2 つの広場であるトラファルガー・スクウェアとパーラメント・スクウェアの管理は担当している)、その代わり、「実務機関 (functional bodies)」と呼ばれる複数の組織を通じて、法律で定められた義務を果たしている (「実務機関」の詳細は後述を参照)。グレーター・ロンドンにおける医療サービスは、英国の他の地域と同様、「国営医療サービス (National Health Service、NHS)」が提供している。

ロンドン市長選の仕組み、市長の役割と権限など ～ 7 分野の戦略策定が義務

既に述べたように、GLA は、ロンドン市長とロンドン議会から成る。ロンドン市長とロンドン議会議員の選挙は、同時に実施され、任期は共に 4 年である。通常、イングランドの地方選挙は、5 月の第 1 木曜日に行われ、ロンドン市長選挙とロンドン議会選挙も同様である。最後にロンドン市長選挙とロンドン議会選挙が実施されたのは、2012 年 5 月 3 日である。GLA の権限の大半は、前述の 1999 年法、2007 年法及び「2011 年地域主義法 (Localism Act 2011)」によって付与されたものである。

選挙でロンドン市長に選出されるには、英国、アイルランド、英連邦加盟国または EU 加盟国の市民権を持っていること、18 歳以上であること、少なくとも過去 12 ヶ月間、グレーター・ロンドンに住んでいるか、グレーター・ロンドンで働いていること、その他の理由で選挙に出馬する資格を失っていないといった条件を満たす必要がある。

ロンドン市長選に出馬する候補者は、1 万ポンドの供託金を納めなければならない。供託金は、選挙で 5% 以上の得票率を獲得した場合のみ、払い戻しされる。さらに、ロンドン市長選に立候補するには、グレーター・ロンドン内の 32 区及びシティ・オブ・ロンドンの管轄区域の全てにおいて、少なくとも 10 人の有権者から推薦を受けなければならない。

¹¹ <http://www.londoncouncils.gov.uk/>

¹² 法律で定められたロンドン副市長のみならず、「副市長」との肩書を与えられている市長のアドバイザーも含む。

¹³ 「リーダー」とは、「リーダーと内閣制」または「委員会制」を採用している地方自治体で、議員の中から選ばれる政治面でのトップの役職を意味する。

ロンドン市長選の投票方法には、「補足投票制度 (Supplementary Vote System)」が使われている。「補足投票制度」において、有権者は、最も当選してほしい候補者 (第 1 候補) と、2 番目に当選してほしい候補者 (第 2 候補) を指定し、投票する (第 1 候補しか指定したくない場合は、第 2 候補を指定しなくてもよい)。集計では、まず第 1 候補に投じられた票を合計し、過半数を超える候補者がいれば当選となる。過半数を超える候補者がいない場合は、第 1 候補への投票の集計で上位 2 位までに入らなかった候補者を全て落選させる。次に、落選した候補者を第 1 候補に選んだ票で、上位 2 者のいずれかを第 2 候補に選んだ票を、上位 2 者が第 1 候補として得た票数に加算し、より多くの票を得た方が当選となる。

ロンドン市長は、少なくとも 7 つの分野に関する戦略文書を策定することを法律で義務付けられている。これら 7 分野とは、交通、経済開発、住宅、空間開発、環境、文化、健康格差である。空間開発 (spatial development) に関する戦略文書は、「ロンドン・プラン (London Plan)」と呼ばれる。ロンドン市長は、それぞれの戦略文書の作成にあたり、ロンドン議会、GLA の実務機関、グレーター・ロンドン内の 32 区及びシティ・オブ・ロンドン、一般住民などを対象とするコンサルテーション作業を行うことを法律で義務付けられている。また、市長は、戦略文書の作成において、パブリックヘルスや持続可能な開発について考慮しなければならない。さらに、戦略文書は、最終版の前に、草案 (ドラフト) の形で発表しなければならない。

「戦略的重要性」がある建築計画の許可申請は、市長に審査・判断の権限

GLA の実務機関は、自らの事業計画や方針において、市長が策定する戦略の内容に沿うことを義務付けられている。しかし、ロンドン市長は、GLA の実務機関以外の公的機関に対し、市長の戦略に沿うよう命令する権限はない。その代わりに、ロンドン市長は、市長という地位と有権者の信任に由来する影響力を使って、ロンドンの地方自治体やその他の公的機関に対し、市長の戦略に沿うよう促すことを期待されている。例えば、現職のボリス・ジョンソン・ロンドン市長は、文化芸術関連団体や公的団体の間で自身の文化戦略を広め、これを発展させることを目的として、これら団体の代表者をメンバーとする「ロンドン文化戦略グループ (London Cultural Strategy Group)」を設置している。また、「ロンドン生活賃金 (London Living Wage)」を設定し、GLA 及び GLA の実務機関の職員にこれを支払うことによって、ロンドンの他の雇用主にも、同様に「ロンドン生活賃金」を支払うことを奨励している¹⁴。

¹⁴ 「ロンドン生活賃金」については、2014 年 5 月のマンズリートピック「働く人に、『十分で、人間らしい』生活水準を確保する『生活賃金』とは ~ 英国ではロンドンの地域政府が導入の先駆け」を参照のこと

ただし、建築許可申請の審査については、ロンドンの地方自治体のそれを超える権限を、ロンドン市長が有している。通常、建築許可申請は、地方自治体が審査し、承認または却下の判断を下す。しかし、グレーター・ロンドンでは、2007 年法によって、ロンドン市長が「戦略的重要性」があると判断した建築計画の許可申請については、市長が自ら審査し、承認または却下の判断を下せるようになった。ロンドン市長は、現在までに合計 11 回、この権限を行使している。

ロンドン市長の環境戦略の策定義務は、「2011 年地域主義法」で課されたものであるが、現在までのところ、この戦略は策定されていない。しかし、ジョンソン現ロンドン市長は、これまでに、大気汚染、ごみ、エネルギー、気候変動に関する個別の戦略を発表している。

ロンドン市長は、GLA の全ての行政権を付与されており、1999 年法によって、政治アドバイザー (political adviser) を最高 2 人まで、政策アドバイザー (policy adviser) を最高 10 人まで任命することができる (市長が個人的に選んだ人物を任命することができる。ロンドン議会の承認は必要ない)。ジョンソン現ロンドン市長は、2008 年以降、これらのアドバイザーの一部の者に、「副市長 (deputy mayor)」との肩書を与えている。ただし、法律で定められたロンドン副市長 (Statutory Deputy Mayor) は、1999 年法でロンドン市長がロンドン議会議員の中から 1 名を任命するよう義務付けられているものだけであり、現ロンドン市長が、アドバイザーに「副市長」との肩書を与えていることに法的根拠はない。現在は、市長のアドバイザー 6 人が、それぞれ、住宅・土地・資産、交通、治安・犯罪、政策・都市計画、教育・文化、環境・エネルギーを担当する「副市長」との肩書を与えられている。政策・都市計画担当副市長は、ロンドン市長の首席補佐官 (Chief of Staff) でもある。副市長の肩書を与えられていないアドバイザーは 5 人おり、それぞれ再開発、自転車利用、メンタリング¹⁵、経済政策、ボランティアを担当している。このほか、ロンドン市長のスタッフには、広報部長 (Director of Communications) 及び市長から任命された様々な分野の無給の特別アドバイザーがいる。GLA の部局長 (chief officer) レベルの職員 (行政サービス長や財務部長など) の任命は、ロンドン市長とロンドン議会の監視委員会 (Oversight Committee) が共同で行わなければならない。

GLA は、1999 年法のもと、その主たる目的を果たすことを助けると GLA が考える如何なることをも行える一般的な権限を与えられている。同法で、GLA の主たる目的とは、グレーター・ロンドンにおける経済開発、社会的開発、環境改善の促進であると定義されており、ロンドン市長は、この権限のもと、これらの分野での改善を行うことができる。

と。http://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/201405life/

¹⁵ 問題行動があったり、学習到達度が低いなどの少年の個別指導・支援を意味する。

GLAの実務機関について ～ グレーター・ロンドンの公共交通を担うロンドン交通局など

GLAの実務機関は、ロンドン交通局 (Transport for London、TfL)、市長公安室 (Mayor's Office for Policing and Crime、MOPAC)、ロンドン消防・危機管理計画局 (London Fire and Emergency Planning Authority、LFEPA) 及びロンドン・レガシー開発公社 (London Legacy Development Corporation、LLDC) の4つである。GLAとこれらの実務機関を合わせて、「GLAグループ」と呼ぶ。

ロンドン交通局 (TfL) は、グレーター・ロンドンの交通当局である。TfLが責任を有する業務には、地下鉄、一部の鉄道、ライトレール、バスサービスのフランチャイズ、主要道路、タクシー業者への免許発行、自転車レンタル、ケーブルカー、テムズ川での船の運行サービスなどがある。TfLの理事会メンバーは、ロンドン市長によって任命される。理事長は、2000年にTfLが設置されて以来、現在まで、ロンドン市長が務めている (ただし、ロンドン市長がTfLの理事長を務めなければならないと定めた規則はない)。現在、TfLの副理事長は、GLAの交通担当副市長が務めている。TfLの理事会は、TfLの運営チームの長である局長 (Commissioner) 及び3人の部長を任命する。3人の部長はそれぞれ、ロンドンの地下鉄、鉄道、陸上・水上輸送 (タクシー、バス、船など) を担当する。TfLの主な収入源は、公共交通機関の利用料金、GLAまたは運輸省 (Department for Transport、DfT) からの補助金、広告料、コンジェスチョン・チャージ、所有する不動産の家賃などである。公共交通機関の料金収入は、TfLの収入全体の40%を占める。コンジェスチョン・チャージは、平日の朝から夕方にロンドン中心部に乗り入れる車から料金を徴収する仕組みである。

市長公安室 (MOPAC) の役割は、ロンドン警視庁による警察業務に関する戦略的優先事項の決定及び予算策定などである。グレーター・ロンドン以外のイングランドの地域及びウェールズでは、直接選挙で選ばれる「警察・犯罪対策長官 (Police and Crime Commissioner)」がこの役割を担っている。市長公安室の長は、ロンドン市長である。ただし、ロンドン市長は、警察・犯罪担当副市長に、市長公安室の責務を任せることができる。ロンドン警視庁の実際の警察業務に対する全体的な責任は、同警視庁の警視総監が有する。ロンドン警視庁の警視総監は、ロンドン市長と協議のうえ、内務大臣が任命する。

ロンドン消防・危機管理計画局 (LFEPA) は、ロンドンの消防・救急サービスの実働部隊である「ロンドン消防隊 (London Fire Brigade、LFB)」の運営及びロンドンでの緊急事態計画の調整に責任を有する。LFEPAは、17名のメンバーで構成され、うち8名はロンドン議会議員、7名はグレーター・ロンドン内の区の区議会議員で、2名は市長から任命された

者である。LFEPA は、ロンドン消防隊の長であるロンドン消防総監 (London Fire Commissioner) を任命する。LFEPA はまた、自身の戦略及び予算の策定を行うが、ロンドン市長は、それら戦略と予算の内容が適切ではないと判断した場合、LFEPA に対し、修正を指示することができる (ロンドン・レガシー開発公社 (LLDC) については、後述を参照のこと)。

市長は「ロンドン市長開発区域」を指定する権限も ～ 既にオリンピック主会場の跡地など指定

労働党政権は、1998～2000 年に、イングランドの地域経済開発を目的として、前述の政府地域事務所が設置されていた 9 地域に、「地域開発公社 (Regional Development Agencies、RDAs)」を設置した。RDA のロンドン事務所は、「ロンドン開発公社 (London Development Agency、LDA)」として、1999 年に設置された。しかし、2010 年の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、2012 年、LDA を含む全ての RDA を廃止した。これを受け、GLA は、ロンドン市長の経済開発戦略及び空間開発戦略に沿って LDA が所有していた土地及び資産を管理することを役割とする「GLA 土地・資産管理公社 (GLA Land and Property、GLAP)」を設置した。GLAP はさらに、「2011 年地域主義法」によって、「住宅・コミュニティ庁 (Homes and Communities Agency、HCA)」の機能の一部を移管されたほか、公営住宅の建築または維持を目的とする政府補助金を地方自治体または住宅組合に配分する業務を課された。

RDA が廃止された際、連立政権は、イングランドの地方自治体に対し、RDA に代わって地域の経済振興を担う組織として、「地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnerships、LEPs)」を設置するよう奨励した。LEPs は、地方自治体と民間企業とのパートナーシップであり、これまでに、イングランド全体で、39 の LEPs が設置されている。ロンドンでは、「ロンドン・エンタープライズ・パネル (London Enterprise Panel)」が設置され、企業支援や職業技術取得支援などの形でロンドンの再開発に関わっている。なお、LEPs は、特定の法律によって設置が定められているわけではない (LEPs の設置に、新法の制定または既存の法律の改正は必要ではなかった)。

ロンドンのプロモーション機関としては、2011 年 4 月に、「ロンドン・アンド・パートナーズ (London & Partners)」が設置されている。同機関は、GLA から補助金を付与されており、ロンドンへの観光客及び対内投資の誘致などを目的として、プロモーション活動を行っている。

また、ロンドン市長は、「2011 年地域主義法」で、グレーター・ロンドン内の区域を、「ロンドン市長開発区域 (Mayoral Development Areas)」に指定する権限を付与された。「ロン

ドン市長開発区域」に指定された区域には、「ロンドン市長開発公社 (Mayoral Development Corporation)」が設置され、当該区域内の建築許可申請の審査及び承認または却下を決定する権限を付与される。ジョンソン現ロンドン市長は、これまでに、この権限を使って、グレーター・ロンドン内の 2 つの地域をロンドン市長開発区域に指定し、ロンドン市長開発公社を設置している。これらのロンドン市長開発公社の 1 つは、GLA の 4 つの実務機関の 1 つとして既に述べた「ロンドン・レガシー開発公社 (LLDC)」であり、2012 年ロンドン・オリンピックの主会場であったロンドン東部のオリンピック・パークとその周辺を管轄地域とする。もう 1 つは、ロンドン西部のオールド・オーク (Old Oak) 地域とパーク・ロイヤル (Park Royal) 地域を管轄地域とする「オールド・オーク・アンド・パーク・ロイヤル開発公社 (Old Oak and Park Royal Development Corporation、OPDC)」である。オールド・オーク地域には、現在建設が計画されているロンドンとイングランド北部を結ぶ高速鉄道「HS2」と、既に建設中であるロンドンを東西に横切る新鉄道「クロスレール」の両方が乗り入れる新しい駅が建設される予定である。

GLA グループの予算 ～ 年間 170 億ポンド、6 割超がロンドン交通局へ

2015/16 年度の GLA グループの予算は、約 170 億ポンドである。主な収入源は、下記の通りである。

- ・政府補助金
- ・徴税命令書 (precept) によってグレーター・ロンドン内の区及びシティ・オブ・ロンドンに徴税を依頼したカウンシル・タックスの税収 (*)
- ・TfL が徴収する公共交通機関の利用料金及びコンジェスチョン・チャージ
- ・ビジネスレイトの税収の一部 (**)
- ・新たな土地開発について徴収する「地域インフラ施設建設負担金 (Community Infrastructure Levy)」 (***)
- ・「追加的ビジネスレイト (Supplementary Business Rates)」 (****)

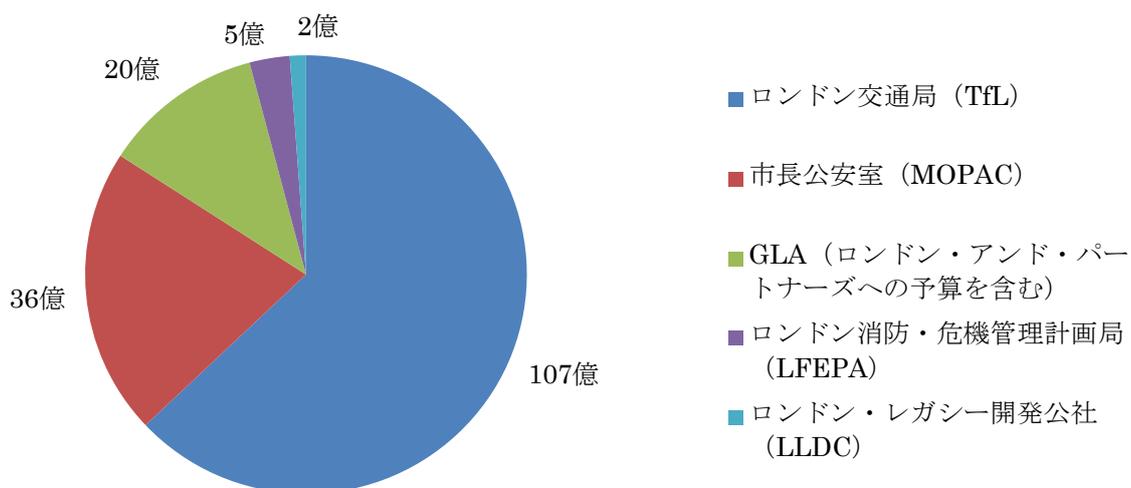
(*) カウンシル・タックスとは、居住用資産の評価額に基づいて課税される地方税であり、徴税自治体は、二層制地域では基礎自治体であるディストリクトである。二層制地域の広域自治体であるカウンティ、警察、消防などの事務組合及び GLA は、「徴税命令自治体 (precepting authority)」として、カウンシル・タックスの徴税自治体に徴税命令 (precept) を発行し、徴税を依頼する権限を持つ。徴税自治体のカウンシル・タックス課税額に徴税命令自治体の課税分を上乗せしたものが、納税者への最終的な課税額となる。

(**) ビジネスレイトとは、店舗やオフィス、工場、倉庫などの事業用資産に課せられる租税である。ビジネスレイトは従来、地方自治体が徴税し、税収は国庫に一旦プールされた後、補助金の形で政府から地方自治体に再分配する仕組みであったが、2013/14年度から、イングランドに限り、地方自治体が税収の50%を保持できるようになった。ロンドンでは、地方自治体が保持するビジネスレイトの税収の一部がGLAに配分される。

(***) 「地域インフラ施設建設負担金」とは、土地開発の結果、新たに必要となる学校、病院、公園等のインフラ施設の建設資金に使う目的で、地方自治体が、住宅開発を行う土地開発業者から徴収する負担金である。ロンドンでは、ロンドン市長と地方自治体の両方が、同じ土地開発に関して、「地域インフラ施設建設負担金」を土地開発業者から徴収することができる。ただし、政府発行のこの制度に関する概要文書には、ロンドンの地方自治体が「地域インフラ施設建設負担金」を課す場合は、ロンドン市長が課す同負担金の額を考慮して額を決定しなければならないと記されている。

(****) 「追加的ビジネスレイト」とは、通常のビジネスレイトに加えて、イングランド及びウェールズの地方自治体及びGLAが地域の企業に課することができる租税である。その目的は、特定の地域経済活性化プロジェクトへの資金調達に限定されており、課税には、課税対象企業の投票による合意が必要とされている。ロンドンでは、前述した新鉄道「クロスレール」の建設資金を調達するため、「追加的ビジネスレイト」が徴収されている。

表1： GLAグループの予算の内訳（2015/16年度）
（単位：ポンド）



2014/15年度のGLAの職員数は、787人であった（フルタイム及びパートタイム職員の総数。実務機関の職員は除く）。女性職員の割合は52%で、黒人またはエスニック・マイノリティに属する職員は全体の24%であった。5%が障害者で、パートタイムの職員は全体の9%であった¹⁶。

ロンドン議会の仕組み ～ 市長の予算や戦略の修正・拒否には、3分の2の議員の賛成が必要

ロンドン議会の定数は25人である。ロンドン議会選挙の投票方法は、スコットランド議会及びウェールズ議会選挙の投票方法と同じ「小選挙区比例代表連用制 (Additional Member System)」である。25人のうち14人は小選挙区制で、残り11人はグレーター・ロンドン全体を選挙区とする比例代表制で選ばれる。小選挙区制では、グレーター・ロンドン内の2つまたはそれ以上の区（またはシティ・オブ・ロンドン）の組み合わせで、計14の選挙区が作られる。比例代表での11人の議員の選出では、得票数が5%に達しなかった政党は、議席を与えられない。

ロンドン議会議員に選出されるための条件は、前述したロンドン市長に選出されるための条件と同じである。ただし、ロンドン議会議員選挙で候補者が支払う供託金の額は、小選挙区で立候補する場合は1,000ポンド、比例代表で立候補する場合は5,000ポンドである。供託金は、得票率が、小選挙区では5%、比例代表ではグレーター・ロンドン全体で2.5%に達すれば返還される。比例代表で立候補する場合はさらに、グレーター・ロンドン内の25人の有権者から推薦を得なければならない。小選挙区で立候補する場合は、有権者からの推薦は必要ない。

表2： ロンドン議会選挙の結果

政党名	2000年	2004年	2008年	2012年
労働党	9	7	8	12
保守党	9	9	11	9
自由民主党	4	5	3	2
緑の党	3	2	2	2
英国独立党 (UKIP)	0	2	0	0
英国国民党 (BNP)	0	0	1	0

¹⁶ "GLA Workforce Report"

<http://www.london.gov.uk/moderngov/documents/s47961/Workforce%20Report%20-%20Appendix%201.pdf>

表3：各政党のロンドン議会議員に女性が占める割合（2015年10月時点）

政党名	女性のロンドン議会議員の数	ロンドン議会議員に女性が占める割合
労働党	5人	42%
保守党	1人	11%
自由民主党	1人	50%
緑の党	1人	50%

1999年法のもと、ロンドン市長は、ロンドン議会に関連して、下記を行うことを義務付けられている。

- ・自身が下した重要な決定やその理由などについて報告する月例報告書をロンドン議会に提出する。
- ・ロンドン議会が年に10回開催する月例の「ロンドン市長への質問時間（Mayor's Question Time）」と呼ばれる会議で、ロンドン議会議員からの質問に答える（年に2回は開催されない月がある）。
- ・自身が策定した戦略の実行状況、政府が設定するGLAの業績目標の達成に向けた進展状況などについて説明する年間報告書を発表する。
- ・年に1回、一般市民がロンドン市長に質問できるイベント「ステート・オブ・ロンドン（State of London）」を開催し、出席する。
- ・年に2回、一般市民がロンドン市長とロンドン議会議員に質問できるイベント「一般市民の質問時間（People's Question Time）」をロンドン議会と共同で開催し、出席する。

冒頭で述べたように、ロンドン議会では、議員の3分の2以上が賛成すれば、ロンドン市長が策定するGLAグループの予算案または戦略を修正または拒否することができる（予算を修正または拒否できる権限は1999年法で付与され、戦略を修正または拒否できる権限は「2011年地域主義法」で付与された）。しかし、2000年にロンドン議会が設置されて以降、現在まで、ロンドン議会が、3分の2の議員の賛成を得てこの権限を行使できたことはない。また、ロンドン議会は、同様に3分の2の議員が賛成すれば、市長による「ロンドン市長開発公社」の設置案を拒否できるが、現在まで、この権限を行使したことはない。

また、2007 年法で、ロンドン議会は、ロンドン市長が下記の役職への任命を行う場合、当該の任命について、市長に確認のヒアリング（confirmation hearings）を行う権限を付与されている。ロンドン議会は、ヒアリングの後、それら役職への任命について意見を提出しなければならない。しかし、2007 年法で、ロンドン市長は、ロンドン議会の意見を拒否してもよいと規定されている。

- ・ TfL の理事長及び副理事長
- ・ ロンドン市長開発公社の理事長
- ・ LFEPA の理事長
- ・ ロンドンごみ・リサイクル委員会（London Waste and Recycling Board）の理事長
- ・ ロンドン文化戦略グループの理事長
- ・ ロンドン年金基金（London Pensions Fund Authority）の理事長及び副理事長

また、ロンドン議会は、2007 年法によって、GLA の予算の範囲内で、同議会の予算（人件費などに充てる予算）を設定できる権限を与えられている。

ロンドン議会の主な役割は市長による市制の精査・監視 ～ 条例の制定権限はなし

ロンドン議会は、議員の中から、議長及び副議長を選出しなければならない。ロンドン市長のポストが空席になった場合、通常、法律で定められたロンドン副市長が代理として市長の機能を担うが、副市長が不在の場合は、ロンドン議会の議長がこの役割を果たす。しかし、法律で定められたロンドン副市長またはロンドン議会議長がロンドン市長の代理を務める場合、予算または戦略の策定または修正及び役職への任命を行うことはできない。

1999 年法は、ロンドン議会に対し、同議会の議事手続きと議会規則を決める権限を付与している。これによって、ロンドン議会は、委員会の設置、委員会の議長及び副議長の選任、会議の日程（「年間予定表（Annual Timetable）」と呼ばれる）、委員会や議員への同議会の機能の委任に関する規則などについて決定できる権限を有している。

ロンドン議会の特別会議は、ロンドン議会の委員会から要請があった場合、またはロンドン議会の 5 人以上の議員が署名した書面によって要求された場合、ロンドン議会議長が招集することができる。

また、ロンドン議会は、「2011 年警察改革・社会的責任法（Police Reform and Social Responsibility Act 2011）」のもと、「警察・犯罪委員会（Police and Crime Committee）」

を置くことを義務付けられている。同委員会の役割は、前述の市長公安室（MOPAC）とロンドン警視庁の業務の監視である（ロンドン以外のイングランドの地域及びウェールズでは、各地域の議会の「警察・犯罪対策長官監視小委員会（Police and Crime Panel）」がこの役割を担っている）。ロンドン議会に警察・犯罪委員会が設置される以前は、ロンドン警視庁の業務を監視する役割は、GLAの実務機関であった「首都公安委員会（Metropolitan Police Authority、MPA）」が担っていた。首都公安委員会は、MOPACの設置に伴い、2012年1月に廃止された。

上で、ロンドン議会は、3分の2以上の議員が賛成すれば、ロンドン市長が策定する戦略を修正または拒否できると述べたが、「警察・犯罪対策計画（Police and Crime Plan）」に限っては、修正または拒否をすることができない。しかし、市長が、ロンドン議会議員以外の者を警察・犯罪担当副市長に任命したい場合、ロンドン議会の警察・犯罪委員会の3分の2以上の委員が賛成すれば、これを拒否することができる。

ロンドン議会とその委員会の主な役割は、ロンドン市長の決定や戦略を含め、市長の市政を精査・監視することである。ロンドン議会とその委員会は、この役割を、以下の方法によって果たす。

- ・ロンドン市長またはGLAの職員の決定または彼らが行ったことについて調査を行う。

- ・ロンドン市長、GLA、その実務機関またはGLAの委託業者の幹部職員や理事などに対し、ロンドン議会で質問する。

ロンドン議会は、条例を制定する権限を持たない。ロンドン議会による決議は全て、ロンドン市長や政府などへの議会の意思表示や提案を目的としている。

ロンドン議会の委員会 ～ 議会または委員会が議員に臨時の調査を依頼する制度も

2015/16年度にロンドン議会に設置されている主な委員会は、下記の通りである。

- ・会計・財務委員会
- ・予算・業績委員会（この委員会の下には、予算監視分科委員会が設置されている）
- ・GLA 監督委員会
- ・経済委員会
- ・環境委員会
- ・保健委員会

- ・住宅委員会
- ・都市計画委員会
- ・警察・犯罪対策委員会
- ・再開発委員会
- ・交通委員会

このほか、2015/16 年度に設置されているその他の委員会としては、下記がある。

- ・分権作業部会
- ・教育小委員会（ロンドン市長の教育関連の政策や戦略について調査し、その結果を GLA 監督委員会に報告する）
- ・インターネット犯罪作業部会

ロンドン議会の委員会及び分科委員会（sub-committee）で各政党に割り当てられる委員の数は、ロンドン議会で各政党が得ている議席数の割合に比例しなければならない。

ロンドン議会またはその委員会は、1 人またはそれ以上のロンドン議会議員を指名し、議会を代表して、ロンドン市民に関係するあらゆる事項に関して、臨時の調査を委託することができる。この仕組みは、「報告者制度（rapporteurship）」と呼ばれる。

GLA グループの予算策定のプロセス¹⁷

GLA グループの予算策定のプロセスは、下記の通りである。

- ・ロンドン市長が予算案を策定し、これについて、ロンドン議会及び GLA の実務機関の意見を聞く。
- ・ロンドン市長は、毎年 2 月 1 日までに、ロンドン議会の一般に公開された会議で、翌年度の予算案を提出しなければならない。
- ・ロンドン議会は、市長の予算案を、修正を加えた形か、または修正を加えない形で、多数決によって承認しなければならない。

¹⁷ “The Greater London Authority Bill: A Mayor and Assembly for London” by House of Commons Library
（下院図書館）

<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/RP98-115/RP98-115.pdf>

- ・ロンドン市長は、毎年 2 月末日の前日までに、ロンドン議会の一般に公開された会議で、予算案の最終案を提出しなければならない。ロンドン議会が提案した修正が、最終案に全く反映されていない場合、市長は、その理由を明らかにしなければならない。

- ・ロンドン議会は、市長の予算の最終案を、多数決で承認するか、または議員の 3 分の 2 が賛成した場合、これを修正しなければならない。ロンドン議会がこれらのいずれをも行うことができなかった場合、予算案の最終案は、議会を通過したとみなされる。

- ・ロンドン市長が、上記 2 つの締め切りのいずれかを守らなかった場合、ロンドン議会は、多数決によって、GLA グループの予算を決定できる。

英国では一般に、地方議員に給料は支払われておらず、手当のみが支給されているが、ロンドン議会は例外で、議員に給料が支払われている。2015/16 年度のロンドン議会議員の基本給は、年額で 55,161 ポンドである。ロンドン議会議長及び法律で定められたロンドン副市長であるロンドン議会議員の給料は、役職に伴う追加的な責務を考慮し、それぞれ 66,168 ポンド、99,188 ポンドとなっている（なお、ロンドン市長の給料は、2015/16 年度で 143,911 ポンドである。ロンドン市長は、2009 年以降、給料の引き上げを辞退している）。

ロンドン議会事務局は、事務局長（Executive Director of Secretariat）が統括している。事務局長は、GLA の組織管理チーム（Corporate Management Team）の 1 人である。ロンドン議会事務局は、下記の 3 つの部署に分かれている。

- ・委員会サービス部（Committee Services） — ロンドン議会、ロンドン議会の委員会及び GLA グループのその他の機関の会議に関する事務に責任を有する。

- ・精査・調査部（Scrutiny and Investigations） — ロンドン市政の様々な分野に関する調査、報告書作成、コンサルテーションへの返答及びロンドン議会の広報活動の支援を行う。

- ・議員サービス部（Member Services） — ロンドン市民の政治的代表としてのロンドン議会議員の役割を補佐する。

ロンドン議会事務局長はまた、グレーター・ロンドンの副選挙事務官（Deputy Returning Officer）として、ロンドン議会選挙とロンドン市長選挙の実施に全体的な責任を有する。グレーター・ロンドンの選挙事務官は、GLA の事務組織の長である行政サービス長であるが、通常、これら選挙の監督業務の責任を、副選挙事務官に委任する。

ロンドン議会事務局の2015/16年度の予算は717万8000ポンドで、このうち、人件費が639万5000ポンドを占める。

ロンドン議会議員は、所属政党ごとにグループに分かれている。各グループは、グループの事務を取り仕切る室長（Head of Office）、広報を担当するグループ広報官及び各議員の調査員を雇用するため、毎年、GLAから補助金を交付されている。これら政党グループは、通常、グループに所属するロンドン議会議員の中から、リーダー及び特定の分野（経済、住宅、交通等）の担当者（spokespersons）を任命する。ただし、政党グループを構成するロンドン議会議員の数が少ない場合、リーダーや特定の分野の担当官を任命しないこともある。また、ロンドン議会の政党グループには、その他の地方議会の政党グループと異なり、幹事（whip）が置かれておらず、グループの方針に沿って議会で票を投じるよう指示する仕組みはない。英国の国会及び地方議会では、通常、政党ごとに幹事が置かれており、議会での重要な採決で議員が党の方針に沿って投票するよう指導するなどの役割を果たす。

「2011年地域主義法」のもと、ロンドン議会議員とロンドン市長は、「GLA行動規範（GLA Code of Conduct）」に沿って、全ての経済的活動（営利活動、不動産・株の所有等）及び贈答品の受け取りについてGLAに届け出ることを義務付けられている。ロンドン議会は、この点について、ロンドン議会議員またはロンドン市長による行動規範の違反の有無を調査し、結果を発表することはできるが、制裁を科すことはできない。

2002年より、ロンドン議会は、テムズ川南岸のタワーブリッジの近くに位置するGLAの市庁舎に入っている。GLAの市庁舎は、民間の不動産開発会社が土地開発を行っている「モア・ロンドン（More London）」と呼ばれるエリア内にある。GLAは、この不動産会社から、25年を期間として、市庁舎の建物をリースしている。GLAの市庁舎は、有名な英国人建築家ノーマン・フォスター氏が設計を担当した。現在の市庁舎が建設中であった2000～2002年の間は、ロンドン中心部ウェストミンスター区に位置するかつての政府庁舎が、一時的にGLAの市庁舎として使われていた。

ロンドン議会の議員及び職員のオフィスは、GLAの市庁舎内に位置する。ロンドン議会の本会議は、GLAの市庁舎内にある議事堂で行われる。ロンドン議会の議事堂で議員が使う机は、床に固定されておらず、会議に出席する議員の数に応じて、机と椅子の並べ方を変えられるようになっている。前述したように、ロンドン議会の会議は全て、一般に公開されており、一般傍聴席もある。ロンドン議会の委員会の会議は、通常、GLAの市庁舎の地下にある委員会室で行われる。ロンドン議会及び委員会の会議の様子は、インターネットで配信される。



GLA の市庁舎



GLA の市庁舎の内部



GLA の市庁舎の中に位置するロンドン議会の議事堂

ロンドン議会の達成事項

ロンドン議会は、2015年8月に発表した2014/15年度の年次報告書¹⁸で、同年度の同議会の成果として、下記を挙げていた。

- ・次年度のGLAグループの支出計画を精査し、それについてロンドン市長に質問することによって、年間170億ポンドであるGLAグループの予算の用途についてロンドン市長に説明責任を求めた。
- ・ロンドン市長に対し、GLAグループがオープンな行政を行うよう求め、GLAから多額の補助金を交付されている組織の透明性を向上させることに合意させた。
- ・ロンドンの公式タクシー¹⁹及び民間のハイヤー業界の関係者（運転手、労働組合、関連企業など）から、彼らが直面している問題点などについて意見を聴取した。その結果を報告書にまとめ、TfLに対し、タクシー及びハイヤー事業の規制の改善を求めた。
- ・ストップ・アンド・サーチ²⁰の業務を適切に行えるようにすることなどを目的として、ロンドン警視庁の警察官が携帯用小型カメラを装着する案を支持した。

¹⁸ https://www.london.gov.uk/sites/default/files/London%20Assembly%20Annual%20Report%202014-15_4.pdf

¹⁹ 公式タクシーとは、TfLが実施する試験の合格者が運転するタクシーで、黒塗りの車を使う。

²⁰ ストップ・アンド・サーチとは、警察官が、不審人物などを路上で呼び止め、職務質問や所持品検査な

・パートタイム労働者を支援するため、ロンドンの公共交通機関で、フレキシブルな料金システムを導入するようロンドン市長に働き掛けた。その結果、ロンドンの公共交通機関で利用できる交通 IC カード「オイスター・カード」のプリペイド機能である「ペイ・アズ・ユー・ゴー」で、ゾーン別に、1日の利用料金に上限が設けられた。

・ロンドンでの過密住居（overcrowding、同じ住居に住んでいる人の数が多過ぎる状態）及びホームレスの問題に取り組むよう引き続きロンドン市長に求めた。市長の住宅戦略の最初の草案はこれらの問題に触れていなかったが、ロンドン議会の働き掛けによって、具体的な取り組みが行われるようになった。

・公営住宅団地の再開発について調査し、再開発計画に住民を関与させる方法に関するベストプラクティスなどを盛り込んだ報告書を発表した。

・報告書「ロンドンにおける子供の性的搾取の問題に立ち向かうために（Confronting Child Sexual Exploitation in London）」を発表した。複数の地方自治体の政策評価委員会が、同報告書を、地域における子供の性的搾取の問題への対応戦略が適切であるかを評価するためのツールとして使っている。

・人口増のため、ロンドンで主に小学校の受入枠が不足している問題について、実際的な取り組みの方法を提案する報告書を発表した。ロンドン市長は、これら提案を全て受け入れ、それらを実施することに合意した。

・従業員に「ロンドン生活賃金」を支払うことを、ロンドンの雇用主にとっての「標準的行動」にするための方法をロンドン市長に提案し、市長はこれを受け入れた。また、サッカースタジアムの建設や拡張プロジェクトの機会を利用した地域再開発に関する報告書を発表した後、ロンドンを本拠地とする2つのサッカーチームから、従業員に「ロンドン生活賃金」を支払うとの確約を得た。